

○厚生労働省、農林水産省、  
経済産業省、国土交通省  
令第一号

生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律（令和五年法律第三十六号）及び生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和六年政令第百二号）の施行に伴い、並びに独立行政法人水資源機構法施行令（平成十五年政令第三百二十九号）第五十五条第二項の規定に基づき、独立行政法人水資源機構の業務運営に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月二十九日

厚生労働大臣 武見 敬三

農林水産大臣 坂本 哲志

経済産業大臣 齋藤 健

国土交通大臣 斉藤 鉄夫

独立行政法人水資源機構の業務運営に関する省令の一部を改正する省令

独立行政法人水資源機構の業務運営に関する省令（平成十五年  
厚生労働省、農林水産省、  
経済産業省、国土交通省  
令第三号）の一

部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
<p>(中期計画の認可申請等)</p> <p>第二条 機構は、通則法第三十条第一項の規定により中期計画の認可を受けようとするときは、当該中期計画を記載した申請書を、中期計画の最初の事業年度開始三十日前までに（機構の最初の事業年度の属する中期計画については、機構の成立後遅滞なく）、農林水産大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣に提出しなければならない。</p> <p>2 機構は、通則法第三十条第一項後段の規定により中期計画の変更の認可を受けようとするときは、変更しようとする事項及びその理由を記載した申請書を農林水産大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣に提出しなければならない。</p>	<p>(中期計画の認可申請等)</p> <p>第二条 機構は、通則法第三十条第一項の規定により中期計画の認可を受けようとするときは、当該中期計画を記載した申請書を、中期計画の最初の事業年度開始三十日前までに（機構の最初の事業年度の属する中期計画については、機構の成立後遅滞なく）、<u>厚生労働大臣</u>、農林水産大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣に提出しなければならない。</p> <p>2 機構は、通則法第三十条第一項後段の規定により中期計画の変更の認可を受けようとするときは、変更しようとする事項及びその理由を記載した申請書を<u>厚生労働大臣</u>、農林水産大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣に提出しなければならない。</p>
<p>(年度計画の記載事項等)</p> <p>第四条 (略)</p> <p>2 機構は、通則法第三十一条第一項後段の規定により年度計画の変更をしたときは、変更した事項及びその理由を記載した届出書を農林水産大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣に提出しなければならない。</p>	<p>(年度計画の記載事項等)</p> <p>第四条 (略)</p> <p>2 機構は、通則法第三十一条第一項後段の規定により年度計画の変更をしたときは、変更した事項及びその理由を記載した届出書を<u>厚生労働大臣</u>、農林水産大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣に提出しなければならない。</p>
<p>(業務実績等報告書)</p> <p>第五条 (略)</p> <p>2 機構は、前項に規定する報告書を農林水産大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣に提出したときは、速やかに、当該報告書をインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。</p>	<p>(業務実績等報告書)</p> <p>第五条 (略)</p> <p>2 機構は、前項に規定する報告書を<u>厚生労働大臣</u>、農林水産大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣に提出したときは、速やかに、当該報告書をインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。</p>
<p>(情報通信の技術を利用する方法)</p> <p>第六条 独立行政法人水資源機構法施行令（次条において「機構法</p>	<p>(情報通信の技術を利用する方法)</p> <p>第六条 独立行政法人水資源機構法施行令（次条において「機構法</p>

施行令」という。) 第四条の農林水産省令・経済産業省令・国土交通省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

一・二 (略)  
2 (略)

(主務大臣)

第七条 機構法施行令第五十五条第二項で定める主務大臣は、次の表の上欄に掲げる業務及び同表の中欄に掲げる施設の区分に応じ、同表の下欄に掲げるものとする。

印旛沼 開発事 業	印旛沼開発施設	農林水産大 臣、経済産 業大臣及び 国土交通大 臣
利根導 水路建 設事業	(略)	(略)
	秋ヶ瀬取水堰 <small>せき</small>	経済産業大 臣及び国土 交通大臣
	朝霞水路	国土交通大 臣
群馬用 水事業	群馬用水施設	農林水産大 臣及び国土 交通大臣
(略)	(略)	(略)
房総導	房総導水路 (両総用水共用施設に	農林水産大

施行令」という。) 第四条の厚生労働省令・農林水産省令・経済産業省令・国土交通省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

一・二 (略)  
2 (略)

(主務大臣)

第七条 機構法施行令第五十五条第二項で定める主務大臣は、次の表の上欄に掲げる業務及び同表の中欄に掲げる施設の区分に応じ、同表の下欄に掲げるものとする。

印旛沼 開発事 業	印旛沼開発施設	厚生労働大 臣、農林水 産大臣及び 経済産業大 臣
利根導 水路建 設事業	(略)	(略)
	秋ヶ瀬取水堰 <small>せき</small>	厚生労働大 臣及び経済 産業大臣
	朝霞水路	厚生労働大 臣
群馬用 水事業	群馬用水施設	厚生労働大 臣及び農林 水産大臣
(略)	(略)	(略)
房総導	房総導水路 (両総用水共用施設に	厚生労働大

霞ヶ浦	霞ヶ浦用水施設	農林水産大臣	(略)	東総用水事業	東総用水施設	農林水産大臣及び国土交通大臣	(略)	水路建設事業	房総導水路（両総用水共用施設を除く。）	経済産業大臣及び国土交通大臣	国土交通大臣
	霞ヶ浦用水施設	農林水産大臣			東総用水施設	農林水産大臣及び国土交通大臣			房総導水路（両総用水共用施設を除く。）	経済産業大臣及び国土交通大臣	国土交通大臣
埼玉合口二期事業	埼玉合口二期施設（利根川水系星川の区間に限る。）	農林水産大臣及び国土交通大臣	(略)	朝霞水路改築事業	朝霞水路	国土交通大臣	(略)	水路建設事業	房総導水路（両総用水共用施設を除く。）	経済産業大臣及び国土交通大臣	国土交通大臣
	埼玉合口二期施設（利根川水系星川の区間を除く。）	農林水産大臣及び国土交通大臣			朝霞水路	国土交通大臣			房総導水路（両総用水共用施設を除く。）	経済産業大臣及び国土交通大臣	国土交通大臣

霞ヶ浦	霞ヶ浦用水施設	厚生労働大臣	(略)	東総用水事業	東総用水施設	厚生労働大臣及び農林水産大臣	(略)	水路建設事業	房総導水路（両総用水共用施設を除く。）	厚生労働大臣及び経済産業大臣	厚生労働大臣
	霞ヶ浦用水施設	厚生労働大臣			東総用水施設	厚生労働大臣及び農林水産大臣			房総導水路（両総用水共用施設を除く。）	厚生労働大臣及び経済産業大臣	厚生労働大臣
埼玉合口二期事業	埼玉合口二期施設（利根川水系星川の区間に限る。）	厚生労働大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣	(略)	朝霞水路改築事業	朝霞水路	厚生労働大臣	(略)	水路建設事業	房総導水路（両総用水共用施設を除く。）	厚生労働大臣及び経済産業大臣	厚生労働大臣
	埼玉合口二期施設（利根川水系星川の区間を除く。）	厚生労働大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣			朝霞水路	厚生労働大臣			房総導水路（両総用水共用施設を除く。）	厚生労働大臣及び経済産業大臣	厚生労働大臣



豊川用水施設緊急改築事業	(略)	豊川用水緊急改築施設	豊川用水緊急改築施設を 除く。)	朝霞水路	秋ヶ瀬取水堰	埼玉合口二期施設（利根川水系星川の区間を除く。）	交通大臣
	(略)		房総導水路（両総用水共用施設を除く。）	国土交通大臣	経済産業大臣及び国土交通大臣	農林水産大臣及び国土交通大臣	
	(略)			国土交通大臣	経済産業大臣及び国土交通大臣		交通大臣

豊川用水施設緊急改築事業	(略)	豊川用水緊急改築施設	房総導水路（両総用水共用施設を除く。）	利根導水路大規模地震対策事業の対象である施設（朝霞水路に限る。）	利根導水路大規模地震対策事業の対象である施設（秋ヶ瀬取水堰に限る。）	利根導水路大規模地震対策事業の対象である施設（埼玉合口二期施設（利根川水系星川の区間を除く。）に限る。）	産大臣及び国土交通大臣
	(略)		房総導水路（両総用水共用施設を除く。）	国土交通大臣	経済産業大臣及び国土交通大臣	農林水産大臣及び国土交通大臣	
	(略)			国土交通大臣	経済産業大臣		産大臣及び国土交通大臣
	(略)			国土交通大臣	経済産業大臣		産大臣及び国土交通大臣

豊川総合用水事業	豊川総合用水施設	農林水産大臣及び国土交通大臣	国土
豊川用水二期事業	豊川用水二期事業の対象である施設（指定工事（機構法施行令第三十四条第四項第二号に規定する指定工事をいう。以下この項において同じ。）に係るものを除く。）	農林水産大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣	国土
	豊川用水二期施設（指定工事に係るものに限る。）	農林水産大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣	国土
木曽川総合用水事業	木曽川用水施設	農林水産大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣	国土
三重用水事業	三重用水施設	農林水産大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣	国土

豊川総合用水事業	豊川総合用水施設	厚生労働大臣及び農林水産大臣	国土
豊川用水二期事業	豊川用水二期事業の対象である施設（指定工事（機構法施行令第三十四条第四項第二号に規定する指定工事をいう。以下この項において同じ。）に係るものを除く。）	厚生労働大臣、農林水産大臣及び経済産業大臣	国土
	豊川用水二期施設（指定工事に係るものに限る。）	厚生労働大臣、農林水産大臣及び経済産業大臣	国土
木曽川総合用水事業	木曽川用水施設	厚生労働大臣、農林水産大臣及び経済産業大臣	国土
三重用水事業	三重用水施設	厚生労働大臣、農林水産大臣及び経済産業大臣	国土



愛知用水二期事業	愛知用水二期施設	農林水産大臣及び国土交通大臣 臣	臣
長良導水事業	長良導水施設	国土交通大臣 臣	臣
木曾川用水施設緊急改築事業	木曾川用水施設	農林水産大臣及び国土交通大臣 臣	臣
木曾川右岸施設緊急改築事業	木曾川右岸施設	農林水産大臣及び国土交通大臣 臣	臣
木曾川右岸緊急改築事業	木曾川右岸施設	農林水産大臣及び国土交通大臣 臣	臣

愛知用水二期事業	愛知用水二期施設	厚生労働大臣、農林水産大臣及び経済産業大臣 臣	臣
長良導水事業	長良導水施設	厚生労働大臣 臣	臣
木曾川用水施設緊急改築事業	木曾川用水施設	厚生労働大臣、農林水産大臣及び経済産業大臣 臣	臣
木曾川右岸施設緊急改築事業	木曾川右岸施設	厚生労働大臣、農林水産大臣及び経済産業大臣 臣	臣
木曾川右岸緊急改築事業	木曾川右岸施設	厚生労働大臣、農林水産大臣及び経済産業大臣 臣	臣

緊急改	香川用水施設	香川用水施設	農林水産大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣
	高知分水事業	高知分水施設	経済産業大臣及び国土交通大臣
事業	香川用水事業	香川用水施設	農林水産大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣
	△建設事業	初瀬水路	国土交通大臣
事業	川利水事業	正蓮寺川分水施設	経済産業大臣及び国土交通大臣
	(略)	工業用水導水施設	経済産業大臣及び国土交通大臣
(略)	(略)	(略)	(略)

緊急改	香川用水施設	香川用水施設	農林水産大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣
	高知分水事業	高知分水施設	経済産業大臣及び国土交通大臣
事業	香川用水事業	香川用水施設	農林水産大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣
	△建設事業	初瀬水路	国土交通大臣
事業	川利水事業	正蓮寺川分水施設	経済産業大臣及び国土交通大臣
	(略)	工業用水導水施設	経済産業大臣及び国土交通大臣
(略)	(略)	(略)	(略)

築事業		国土交通大臣 国土交通大臣
香川用水施設緊急対策事業	香川用水施設緊急対策事業の対象である施設	農林水産大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣 国土交通大臣
(略)	(略)	(略)
両筑平野用水事業	両筑平野用水施設	農林水産大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣 国土交通大臣
福岡導水事業	福岡導水施設	国土交通大臣 国土交通大臣
(略)	(略)	(略)
両筑平野用水二期事業	両筑平野用水施設	農林水産大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣 国土交通大臣
福岡導水施設	福岡導水施設地震対策事業の対象である施設	国土交通大臣 国土交通大臣

築事業		経済産業大臣 国土交通大臣
香川用水施設緊急対策事業	香川用水施設緊急対策事業の対象である施設	厚生労働大臣、農林水産大臣及び経済産業大臣 国土交通大臣
(略)	(略)	(略)
両筑平野用水事業	両筑平野用水施設	厚生労働大臣、農林水産大臣及び経済産業大臣 国土交通大臣
福岡導水事業	福岡導水施設	厚生労働大臣 国土交通大臣
(略)	(略)	(略)
両筑平野用水二期事業	両筑平野用水施設	厚生労働大臣、農林水産大臣及び経済産業大臣 国土交通大臣
福岡導水施設	福岡導水施設地震対策事業の対象である施設	厚生労働大臣 国土交通大臣

地震対 策事業		
(略)	(略)	(略)

地震対 策事業		
(略)	(略)	(略)

## 附 則

この省令は、令和六年四月一日から施行する。